

あずま・中央統合保育園の整備等に関する覚書（案）

江南市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「江南市認可保育所（（仮称）あずま・中央統合保育園）整備・運営事業者募集に係る公募要項」（以下「公募要項」という。）に基づくあずま・中央統合保育園の整備等について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（目的）

第 1 条 この覚書は、あずま・中央統合保育園の整備等に関する事項を定め、円滑な移行を図ることを目的とする。

（遵守事項）

第 2 条 乙は、あずま・中央統合保育園の整備等にあたっては、公募要項、「あずま・中央統合保育園の運営条件」（資料 3－1）及び乙が甲に提出した提案資料に記載する事項並びに保護者・地域住民等説明会における意見・要望等のうち、甲との協議を経て決定した事項を遵守するものとする。

（有効期間）

第 3 条 この覚書の効力は、本覚書締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（整備履行期限及び開所日）

第 4 条 乙は、本覚書の締結後、令和 8 年 4 月 1 日の運営開始に向けた準備期間を十分に設けるため、令和 8 年 1 月末日までに園舎を完成させるものとする。

（引継及び合同保育）

第 5 条 江南市立あずま保育園及び中央保育園の民営化に際し、甲から乙への円滑な引継ぎのため、甲の責任の下に、あずま保育園及び中央保育園の職員並びに乙が派遣する職員と合同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項の確認のため、引継及び合同保育を行うものとする。

（工事等の進捗状況の報告）

第 6 条 乙は、甲に対して、工事等の進捗状況を原則として毎月 10 日までに報告しなければならない。

2 甲は、必要に応じ工事等の進捗状況の報告を乙に求めることができる。

その場合、乙は、速やかに甲に報告しなければならない。

(工事契約等の手続き)

第7条 乙は、あずま・中央統合保育園の工事に係る契約は、一般競争入札の方法によることのほか、市の契約手続に準ずるところにより、適正に執行するよう努めなければならない。

(説明責任等)

第8条 乙は、近隣住民等への事前説明、調整、紛争等の解決については、乙の責任において誠意をもって対応するものとする。

(信義誠実の原則)

第9条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(その他)

第11条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
代表者 江南市長 印

乙
印